

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 17 日（金）第 98 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	（高齢者生き生き推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可	（高齢者生き生き推進課取扱い）	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○基本測定の終了（2件）	（監理課取扱い）	3

告 示

鹿児島県告示第464号

令和 2 年 2 月 28 日鹿児島県告示第161号（以下「告示第161号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を始良市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
松下和代	始良市蒲生町白男字下楠生4198番	告示第161号の変更後の指定施業要件のとおり
山元喜平，谷口幹夫	始良市蒲生町白男字下楠生4198番，4247番	
酒匂タエ，松下和代	始良市蒲生町白男字下楠生4247番	

鹿児島県告示第465号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
日置市特別養護老人ホーム青松園	日置市日吉町日置1193番地1	日置市	日置市伊集院町郡一丁目100番地	宮路 高光	令和 2 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
訪問介護事業所 さくら	鹿屋市吾平町上名6330番地12	有限会社杉本建設	鹿屋市吾平町上名6330番地12	杉本 博実	令和 2 年 4 月 30 日	訪問介護

鹿児島県告示第466号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム青松苑	日置市日吉町日置1193番地1	社会福祉法人恵里会	日置市東市来町伊作田7078番地1	前原くるみ	令和 2 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	土屋 公星	令和 2 年 4 月 1 日	福祉用具貸与
株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	土屋 公星	令和 2 年 4 月 1 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第467号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 91 条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
日置市特別養護老人ホーム青松園	日置市日吉町日置1193番地1	日置市	日置市伊集院町郡一丁目100番地	宮路 高光	令和 2 年 3 月 31 日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第468号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム青松苑	日置市日吉町日置1193番地1	社会福祉法人恵里会	日置市東市来町伊作田7078番地1	前原くるみ	令和 2 年 4 月 1 日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第469号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護医療院宮菌クリニック	指宿市開開十町1266番地	医療法人慈光会	指宿市開開十町1266番地	宮菌 尊仁	令和 2 年 4 月 1 日	介護医療院サービス

医療法人財団浩誠会介護医療院すぎやす	霧島市霧島田口2143番地	医療法人財団浩誠会	霧島市霧島田口2143番地	杉安浩一郎	令和 2 年 4 月 1 日	介護医療院サービス
--------------------	---------------	-----------	---------------	-------	----------------	-----------

鹿児島県告示第470号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
日置市特別養護老人ホーム青松園	日置市日吉町日置1193番地1	日置市	日置市伊集院町郡一丁目100番地	宮路 高光	令和 2 年 3 月 31 日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第471号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム青松苑	日置市日吉町日置1193番地1	社会福祉法人恵里会	日置市東市来町伊作田7078番地1	前原くるみ	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護
株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	土屋 公星	令和 2 年 4 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	株式会社リプラス工房	薩摩川内市平佐町3300番地1	土屋 公星	令和 2 年 4 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第472号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土地理院長から平成 31 年 4 月 12 日鹿児島県告示第 411 号で告示した基本測量の実施は、令和 2 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第473号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、国土地理院長から平成 31 年 4 月 19 日鹿児島県告示第 429 号で告示した基本測量の実施は、令和 2 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓